

西予市消防施設等整備費補助金交付要綱

令和2年4月1日

西予市告示第53号

(目的)

第1条 この告示は、自主防災組織、地域づくり組織等が行う消防施設及び消防備品の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で西予市消防施設等整備費補助金(以下「補助金という。))を交付することにより、地域の消防力及び消防水利の充実強化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内の自治会及び地域づくり組織の長
- (2) 市内の自主防災組織の長
- (3) 前2号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の対象となる経費は、消防倉庫、ホースタワー、消防水利及び消火栓の修繕や整備に要する経費とし、補助金の金額、補助対象経費、補助率及び限度額は別表に定めるものとする。ただし、補助対象経費の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた金額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金を受けようとするもの(以下「申請者」という。))は、西予市消防施設等整備費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。))に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは必要な条件を付して補助金の交付を決定し、西予市消防施設等整備費補助金交付決定通知書(様式第2号)により速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更、中止及び廃止)

第6条 前条の規定により補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。))は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。))について、次のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ西予市消防施設等整備費補助金事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第3号。以下「変更申請書」という。))を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき。

(2) 配分した経費の区分ごとの事業費の20パーセントを超える変更をしようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、変更申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と判断した場合のみ、西予市消防施設等整備費補助金事業(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により速やかに申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに西予市消防施設等整備費補助金事業実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に、必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 市長は、実績報告書を受理したとき場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、相当と認めたときは補助金の額を確定し、その旨を西予市消防施設等整備費補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通ずるものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、西予市消防施設等整備費補助金請求書(様式第7号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第11条 補助事業者は補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第12条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取り消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、すでに補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この告示により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) その他、補助事業の施行について不正の行為があったとき。

(関係書類の保管)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年管保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(西予市消防施設整備費補助金交付要綱の廃止)

2 西予市消防施設整備費補助金交付要綱(平成16年西予市告示第107号)は、廃止する。

附 則(令和3年西予市告示第16号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

対象施設及び備品	補助対象経費	補助率	補助限度額
消防倉庫 (市管理の消防詰所・倉庫を除く)	老朽もしくは機能的見地からする増改築に要する経費	50%	500,000円
消防水利 (有蓋水槽、消火栓を除く)	修繕及び整備に要する経費 (注1)	50%	500,000円
ホースタワー(火の見櫓を含む) (市管理のホースタワーを除く)	撤去及び設置に要する経費	50%	250,000円
	塗り替えに要する経費	50%	20,000円
消火栓用備品 (格納箱・ホース・管槍・スタンドパイプ・消火栓開閉金具等)	消火栓新設による消火栓用備品の新規購入に要する経費	100%	200,000円
	消火栓用備品の老朽による備品更新に要する経費	50%	100,000円

(注1) 防火水槽の整備とは、現状に別の機能を付加するための工事をいう。

例) ネットフェンス設置、有蓋化工事、引水工事、標識設置など